

長与町議会災害対応要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町において災害が発生したときに、長与町議会が長与町災害対策本部（以下「町対策本部」という）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 長与町議会議長（以下「議長」という。）は、災害により町対策本部が設置された場合、これに協力するため、速やかに全員協議会を招集し長与町議会内に長与町議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

(本部の構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各常任委員長をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否等の確認を行うこと。

(2) 町対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。

(3) 災害情報を収集・整理し、町対策本部に提供すること。

(4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。

(5) 必要に応じて国・県へ要望を行うこと。

(6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自らの安否及び居場所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。

(2) 本部より情報の提供を受けること。

(3) 各地域における被災地及び避難場所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。

- (4) 各地域における活動に協力すること。
 - (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。
- (議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、町対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、本部への情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

附 則

この要綱は、平成24年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。